

資料4

未定稿

第1章

計画策定の意義

第1節 計画策定の趣旨

超高齢化・人口減少社会の到来により、大阪府においても高齢化が進展し、平成27年国勢調査によれば、65歳以上人口比率（高齢化率）は26.1%、75歳以上人口比率（後期高齢者人口）は11.8%と示されています。

特に、団塊の世代（昭和22年～24年生まれ）の人口構成比が大きい大阪府では、要介護・支援認定者、認知症高齢者、単身あるいは夫婦のみの高齢世帯などが急増する「都市型高齢化」の進展が見込まれており、団塊の世代が全員75歳以上となる「2025年」や、団塊ジュニア世代（昭和47年～49年生まれ）が全員65歳以上となり介護需要のピークが見込まれている「2040年」に向けて、介護保険制度に関する財政面と介護人材の確保の両面での持続可能性が課題となっています。

こうした問題に対応し、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、地域ごとの人口動態や地域課題等を把握した上で、

- ① 高齢者の自立支援や重度化防止等に関する取組みや介護給付の適正化に資する取組みを支援していくこと、
- ② 限りある医療や介護の資源の効率的・効果的な連携を通じ、住み慣れた地域での尊厳ある暮らしの継続（Aging in Place）を可能とするための「地域包括ケアシステム」を構築していくこと、
- ③ 増加・多様化する介護ニーズを正確に推測した上で、必要となる施設整備、在宅サービス、それらを支える介護人材等といったサービス基盤の安定的かつ計画的な整備を図っていくこと

などが求められています。

今回、大阪府において策定する「第7期大阪府高齢者計画」は、第6期計画（平成27年度～平成29年度）の理念や考え方を引き継ぎつつも、2018年から2020年の3年間に実施する取組みなどを定めるだけではなく、上記3つのポイントや平成28年12月にとりまとめた大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書「大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について」等を踏まえ、2025年や2040年にかけて、大阪府がこれから取り組んでいく介護保険施策の大きな方向性に関する「羅針盤」となるように検討したものです。

折しも、平成29年5月に公布された「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」（平成29年法律第52号。以下「平成29年介護保険法改正」という。）では、市町村及び都道府県が地域課題を分析し、地域の実情に即して、高齢者の自立支援や重度化防止の取組みに関する目標を計画に記載するとともに、目標に対する実績評価及び評価結果の公表を行うこととされました。さらに、市町村や都道府県の様々な取組みの達成状況を評価できるよう、国は、客観的な評価を設定した上で、市町村・都道府県に対する財政的インセンティブ（高齢者の自立支援、重度化防止等の取組みを支援するための交付金）を付与することとされました。

特に、都道府県に対しては、管内の市町村の給付費や認定状況、その他の介護保険事業に係るデータ分析等も踏まえつつ、地域課題を把握し当該市町村と共有するとともに、その特徴や課題に応じた効果的な「保険者支援」を行っているかどうかを評価される見込みとなっています。

こうした観点等も踏まえつつ、大阪府においても、府内市町村における介護予防、重度化防止等の取組みを一層推進する観点から、国の制度改正等も踏まえ、第7期計画から「目標・指標」を設定することとしています。大阪府としては、この「目標・指標」を含めた計画の定期的な進捗管理（P D C Aサイクル）を通じて、府内市町村における介護保険事業に関する実態把握と地域課題の分析を推進し、地域の実情に応じた多様な保険者支援策を検討・実施していきます。

本計画の策定・推進等を通じて、府内保険者や関係事業者等とこれまで以上の連携を図っていくことによって、「みんなで支え 地域で支える 高齢社会」を実現していきます。

第2節 計画の位置づけ

第1項 老人福祉計画及び介護保険事業支援計画との一体的作成

都道府県は、老人福祉法に基づき市町村域を越えた広域的な見地から老人福祉事業の供給体制の確保に関する「老人福祉計画」を、また、介護保険法に基づき介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する「介護保険事業支援計画」を定めることとされています。

上記各計画は、高齢者が安心して生活をおくることを確保するという共通の目的があり、相互に連携を図りながら施策を推進することが有効であること、及び、国基本指針で一体的に作成することが求められていることにかんがみ、一体のものとして「大阪府高齢者計画 2018」を作成します。

○老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）

（都道府県老人福祉計画）

第 20 条の 9 第 1 項 都道府県は、市町村老人福祉計画の達成に資するため、各市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画（以下「都道府県老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

第 20 条の 9 第 5 項 都道府県老人福祉計画は、介護保険法第 118 条第 1 項 に規定する都道府県介護保険事業支援計画と一体のものとして作成されなければならない。

○介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）

（都道府県介護保険事業支援計画）

第 118 条第 1 項 都道府県は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする介護保険事業にかかる保険給付の円滑な実施の支援に関する計画（以下「都道府県介護保険事業支援計画」という。）を定めるものとする。

第 118 条第 6 項 都道府県介護保険事業支援計画は、老人福祉法第 20 条の 9 第 1 項 に規定する都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成 29 年厚生労働省告示○号）

都道府県老人福祉計画は、老人に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な措置が講じられるよう、要介護者等に対する介護給付等対象サービス及び介護予防事業の提供のほか、地域住民等による自主的活動等として実施される介護予防の取組、認知症等の予防のためのサービスの提供、独り暮らしの老人の生活の支援のためのサービスの提供等も含め、地域における老人を対象とする福祉サービスの全般にわたる供給体制の確保に関する計画として作成されるものである。

このため、都道府県介護保険事業支援計画については、都道府県老人福祉計画と一体のものとして作成されなければならない。

第2項 平成29年介護保険法改正を踏まえた対応について（「目標・指標」の設定）

高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを構築するとともに、制度の持続可能性を維持するため、平成29年介護保険法改正では、市町村による高齢者の自立支援、重度化防止等に関する取組みや、都道府県の保険者支援の取組みが強化されたところです。

具体的には、

- ①都道府県は、市町村による分析を支援するとともに、市町村の自立支援等施策の支援のための事業を実施するよう努めること（介護保険法第120条の2）
 - ②都道府県の「介護保険事業支援計画」には、市町村による介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めること（第118条第2項第2号及び第3号）
 - ③国は、都道府県による市町村の分析の支援及び市町村の自立支援等施策の支援のための事業の実施状況を踏まえ、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付すること（介護保険法第122条の3）
- などが定められたところです。

大阪府では、こうした法改正や国が設定する交付金算定にあたっての「都道府県向け指標」等も踏まえつつ、地域の実情に応じた地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、自立支援・重度化防止等、介護給付の適正化に資する取組みを推進する観点から、本計画では、取り組むべき地域課題の解決に向けた目標及び施策（「目標・指標」）を新たに設定し、関係者等と共有していきます。

○介護保険法（平成9年法律第123号）

（市町村介護保険事業計画）

第117条（略）

2 市町村介護保険事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

三 被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項

四 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（都道府県介護保険事業支援計画）

第118条（略）

2 都道府県介護保険事業支援計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

二 都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組への支援に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項

三 前号に掲げる事項の目標に関する事項

（都道府県の支援）

第120条の2 都道府県は、第117第5項の規定による市町村の分析を支援するよう努めるものとする。

2 都道府県は、都道府県内の市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援する事業として厚生労働省令で定める事業を行うよう努めるものとする。

第 122 条の 3 国は、前 2 条に定めるもののほか、市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付等に要する費用の適正化に関する取組を支援するため、政令で定めるところにより、市町村に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

2 国は、都道府県による第 120 条の 2 第 1 項の規定による支援及び同条第 2 項の規定による事業に係る取組を支援するため、政令で定めるところにより、都道府県に対し、予算の範囲内において、交付金を交付する。

第3項 目標設定等、計画の進行管理にあたっての P D C A サイクルの推進

計画の進行管理にあたっては、定期的に第 2 項の「目標・指標」の達成状況に関する調査、分析及び評価などを把握していくことが実効性の観点から重要です。「目標・指標」の達成状況等に関しては、毎年度、大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会に対し報告を行っていくとともに、府内市町村や地域住民等に向け公表していきます。

大阪府は、達成状況等を踏まえながら、毎年度、府や府内市町村が抱える地域課題や実情に応じて、必要な施策を見直していきます。

さらに、国の「都道府県向け評価指標」については毎年度必要な見直し（ブラッシュアップ）が検討されていることや、府内の地域課題や実情、府内市町村のニーズ等を踏まえ、必要に応じ、計画期間中であっても「目標・指標」の追加・修正等を検討していきます。

第4項 第4期大阪府介護給付適正化計画との一体的作成

介護保険給付の適正化に向けては、これまで 3 期にわたり、大阪府が「介護給付適正化計画」を策定し、府と府内市町村が一体となって適正化に向けた戦略的な取組みを推進してきました。

平成 29 年介護保険法改正では、介護保険法第 117 条第 2 項第 3 号及び第 4 号の規定により市町村介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関し、市町村が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めるものとされ、介護保険法第 118 条第 2 項第 2 号及び第 3 号の規定により都道府県介護保険事業計画には介護給付等に要する費用の適正化に関する取組に関し、都道府県が取り組むべき施策に関する事項及びその目標を定めることとされたところです。

こうした法改正や「介護給付適正化の計画策定に関する指針について」（平成 29 年 7

月 7 日老介発 0707 第 1 号) を踏まえ、大阪府においては、「第 7 期大阪府高齢者計画」と「第 4 期大阪府介護給付適正化計画」とは一体的に作成することにより、定期的な進捗管理を図りながら介護給付の適正化を推進していきます(第 3 章第 2 節参照)。

第5項 大阪府保健医療計画との関係

団塊の世代が全員 75 歳以上となる平成 37 年(2025 年)に向け、医療需要の増加が見込まれる中、患者に応じた質の高い医療を効率的に提供する体制(病床の機能分化及び連携等)を確保していくことが求められています。介護保険事業支援計画についても、「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」(平成 26 年法律第 83 号)を踏まえ、平成 28 年 3 月に定められた「大阪府地域医療構想」及び大阪府保健医療計画との整合を図りながら、必要と見込まれる在宅医療・介護施設等の提供体制の整備に努めていく必要があります。

このため、「大阪府高齢者計画 2018」の作成にあたっては、医療計画、市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画の一体的な作成を図る観点から、医療・介護担当者等の関係者による「協議の場」を開催すること等を通じてより緊密な連携に努めながら、これらの計画の計画期間に応じた、整合的な整備目標・見込み量を推計しています。

併せて、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、医療及び介護の関係者が相互に連携を進められるよう、人材育成、多職種連携の推進等にも努めていきます。

第6項 市町村老人福祉計画及び介護保険事業計画と大阪府高齢者計画との関係

府では、過去の計画策定と同様に、市町村計画策定に際しての留意点をまとめた「第 7 期市町村高齢者計画策定指針」を示し、市町村計画と大阪府計画の整合を図っています。

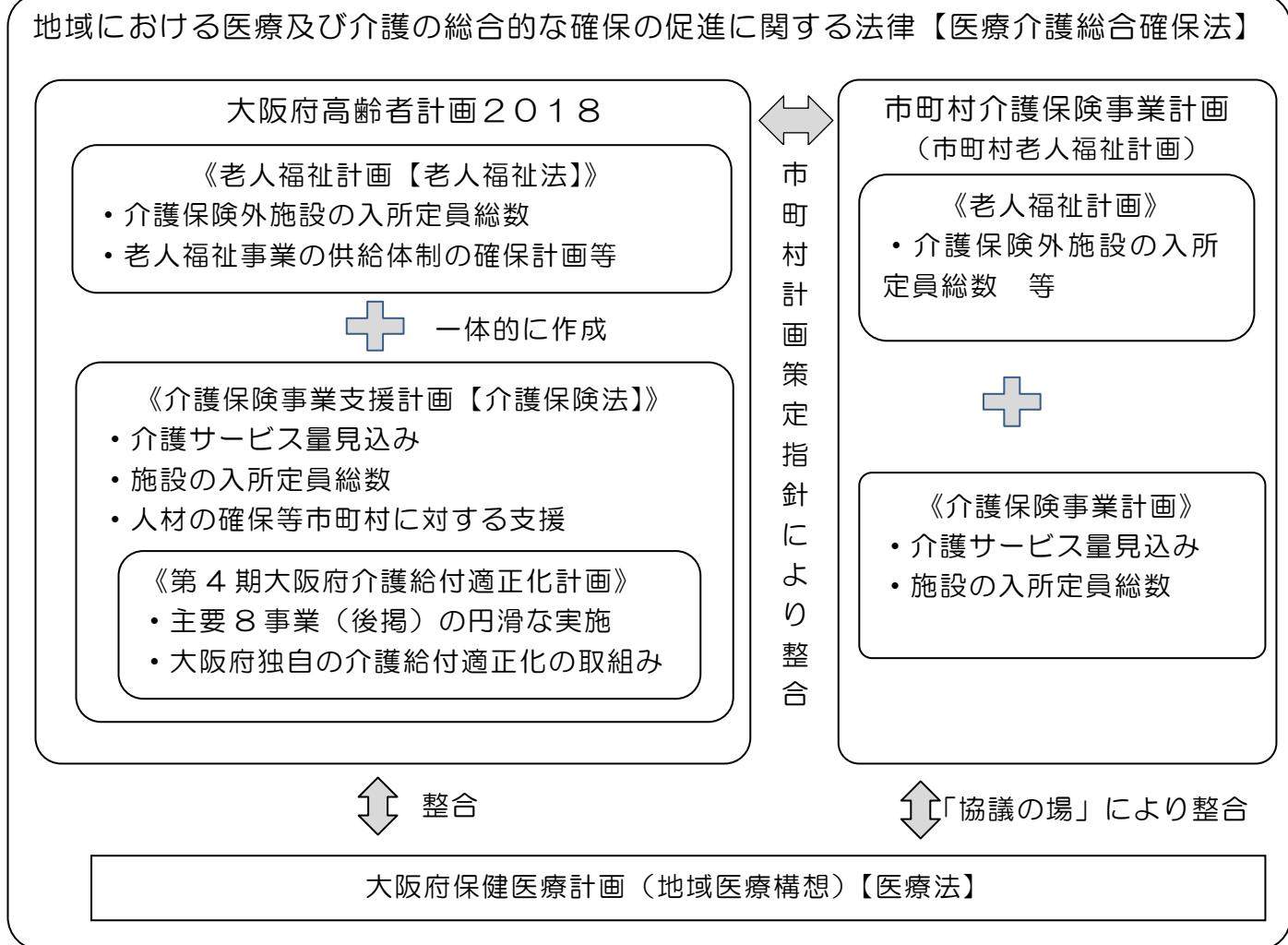
また、平成 29 年介護保険法改正では、市町村の保険者機能を強化する一環として、保険者による、高齢者の自立支援・重度化防止等に向けた様々な取組みの達成状況を評価できるよう、客観的な指標を設定した上で、市町村に対する財政的インセンティブを付与することとされました。

第 7 期の市町村計画策定に当たっては、こうした「目標・指標」の設定のあり方などが論点になることが予想されたため、市町村計画の作成等に向けた意見交換を行うための「市町村計画策定検討会」を設け、相互に議論を深める機会を設けるほか、国の社会保障審議会介護保険部会等の議論を踏まえつつ、高齢者の自立支援、重度化防止等の取組を支援するための交付金に関する評価指標の取扱いに関する考え方を整理するなどの保険者支援に努めてきました。

今後、市町村では、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成 29 年厚生労働省告示〇号)等に基づき、「目標・指標」を含む第 7 期市

町村計画を策定した上で、自ら評価、必要な見直しを行うP D C Aサイクルを推進していくことが求められています。大阪府としても、保険者支援を行う広域自治体として、市町村の計画についての進捗状況等についても実態把握等に努めながら、市町村の意向等も踏まえた保険者支援の取組みを推進していきます。

【主な関係計画等の位置づけ】



※以下、介護保険制度に関する事項については、保険者である「くすのき広域連合」を「市町村」に含みます。

第3節 計画の基本理念

大阪府では、介護保険法及び老人福祉法の基本的理念を踏まえ、第1章第1節「計画策定の趣旨」に基づき、以下の基本理念に立脚して施策を展開します。

第1項 人権の尊重

「大阪府人権尊重の社会づくり条例」を踏まえ、同和問題や障がい者、在日外国人、ハンセン病回復者、L G B T（性的少数者）等に係る人権上の諸問題を十分考慮し、全ての高齢者の人権を尊重するという視点が重要です。

特に、障がいの有無や程度、心身の状況、人生経験、社会環境等、高齢者一人ひとりの多様な状況に応じ、個性を尊重し、高齢者が主体的に、必要な時に必要な所で、必要な情報や支援を利用できるよう、施策のあらゆる場面において、きめ細かな取組みを推進します。

また、個人情報の収集及び提供に当たっては、個人情報の保護に関する法律、特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、大阪府個人情報保護条例、国の「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」（平成29年4月）を踏まえ、市町村と関係機関（者）間の個人情報を収集・提供する場合のルールを策定するよう取り組みます。

第2項 自立支援、介護予防・重度化防止の推進

介護保険制度は、高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括ケアシステム」を構築することを目指し、高齢者への支援、介護予防、要介護状態等の軽減、重度化の防止を理念としています。

この理念を実現するための取組みとして、自立支援・介護予防に関する地域全体への普及啓発、介護予防に資する住民主体の通いの場の充実、リハビリテーション専門職種等との連携、口腔機能向上や低栄養防止に係る活動の推進、自立支援型ケアマネジメントや多職種連携による地域ケア会議の推進及び地域包括支援センターの機能強化等、地域の実情に応じた市町村の取組みを支援します。

第3項 高齢者の自立と尊厳を支える体制の整備・施策の推進

真に支援が必要とする利用者に対し的確な支援を行うことは、地域包括ケアシステムを深化・推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持し、制度への信頼を高める意味においても極めて重要です。

高齢者が要介護状態等になっても、自分の意思で自分らしい生活を営むことを可能とする「高齢者の自立と尊厳を支えるケア」を確立することが重要であることを踏まえ、

可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことができるよう、高齢者の意思及び自己決定を最大限尊重する視点に立った体制の整備やきめ細かな施策の推進を図ります。

第4項 地域包括ケアシステムの深化・推進における協働の重要性

高齢者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に提供される「地域包括システム」の深化・推進のためには、医療・介護の連携体制の整備、日常生活支援体制の整備、高齢者の住まいの安定的な確保など、地域の実情に応じた体制整備が不可欠です。

大阪府では、これまでの取組みの成果を踏まえ、医療・介護連携や日常生活支援体制の整備、高齢者の住まいの安定的な確保等に向け、市町村と連携を図りつつ、事業実施主体をはじめとする多様な関係者との協働を図ることにより、地域の実情に応じた特色ある高齢者施策を推進します。

第5項 中長期的な視点に立った施設整備と在宅サービスの在り方と円滑なサービス提供を支える介護人材の確保の必要性について

全国的には、団塊の世代が75歳以上となる2025年が大きな節目となりますが、団塊の世代が多い大阪府では、要介護認定率は2035年、介護需要は2040年に向けて更に高まっていくことが予測されており、また、府内の市町村においてもそれぞれ独自の地域課題が存在します。

こうした地域特性等を踏まえながら、2025年以降をも視野に入れた施設整備及び在宅サービス等のサービス基盤の在り方を検討していくことが重要になりますが、市町村だけでなく、大阪府も一体となって広域的な見地から助言・支援等を行っていく必要があります。

また、増加の一途をたどる要介護高齢者などを地域で支えるための仕組みである「地域共生社会」を構築していくためには、その基盤となる介護・福祉人材を量・質ともに安定的に確保していくことが課題となっています。このため、平成29年11月に取りまとめられた大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会による「大阪府介護・福祉人材確保戦略」に基づく取組みを着実に実施していくとともに、その進捗状況を定期的に点検しながら、必要な人材の確保に向けた取組みを着実に推進します。

第6項 災害時における福祉サービスの継続と関係機関の連携

災害発生後に、関係者と連携を図りながら、他の地方公共団体等からの応援派遣等も活用し、サービスの提供継続に必要な体制を確立する方策を検討することが重要です。

また、介護サービス事業者に対しても、災害時における対応に関するマニュアルの整備など、災害対策を進めるように取り組むことが重要です。

第4節 計画期間

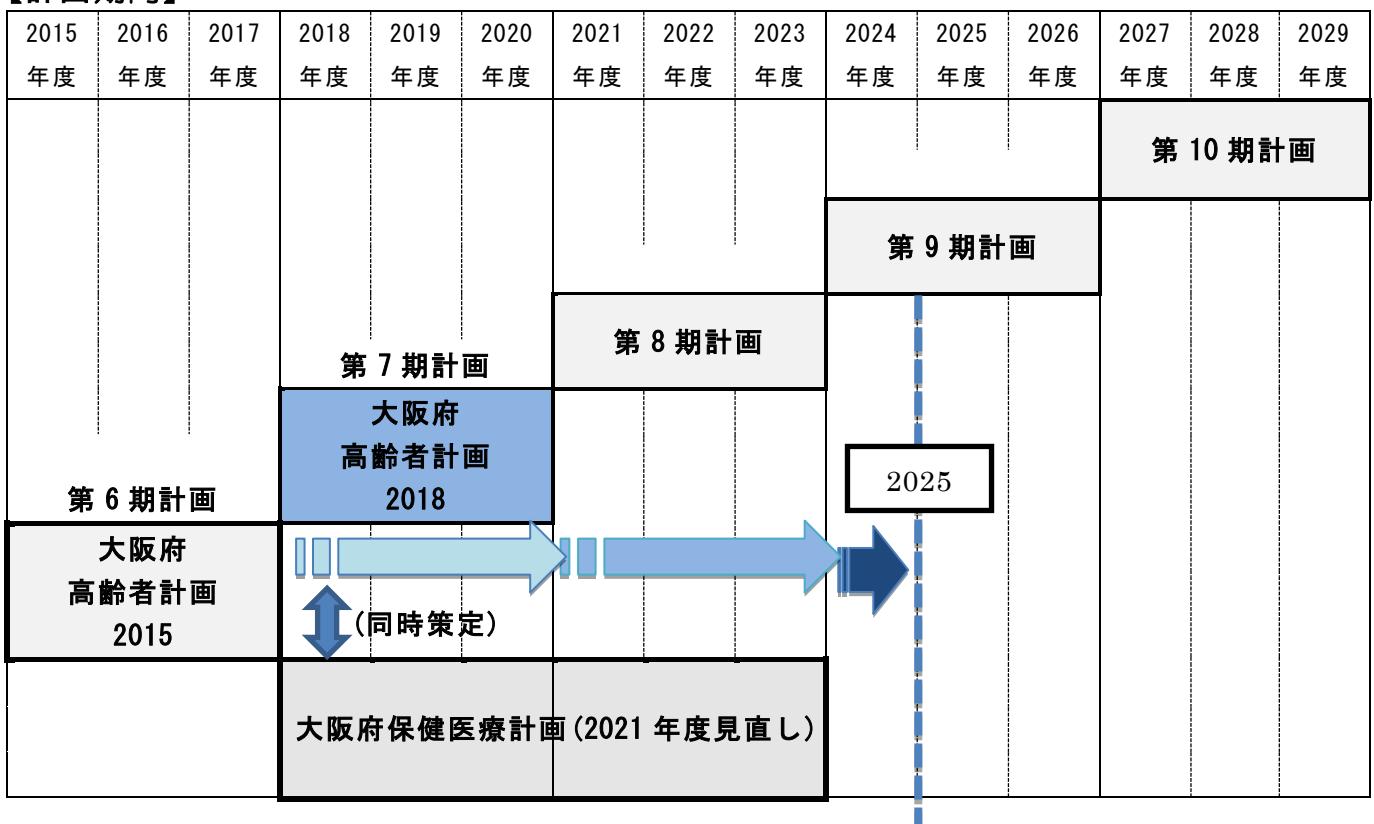
本計画は、すべての団塊の世代が後期高齢者となる 2025 年を見据え、2018 年度（平成 30 年度）から 2020 年度までの 3 年間を計画期間とします。また、2020 年度中に見直しを行い、次期計画は、2021 年度から 2023 年度までの 3 年間の計画として策定します。なお、市町村計画についても同一の期間となります。

なお、「第4期大阪府介護給付適正化計画」の計画期間については、国基本指針及び国適正化指針において、第7期介護保険事業支援計画に定める事項とされていることから、2018年度（平成30年度）から2020年度までの3年間を計画期間とします。

また、医療と介護の連携を図るため、2018年度（平成30年度）から2023年度までの6年間を計画期間とする大阪府保健医療計画においても、2021年度に見直しを行います。

さらに、計画の進行管理にあたっては、定期的に「目標・指標」の達成状況に関する調査、分析及び評価などを把握していく必要があることから、毎年度、必要な確認やフォローアップを行っていきます。

【計画期間】



第5節 高齢者福祉圏の設定

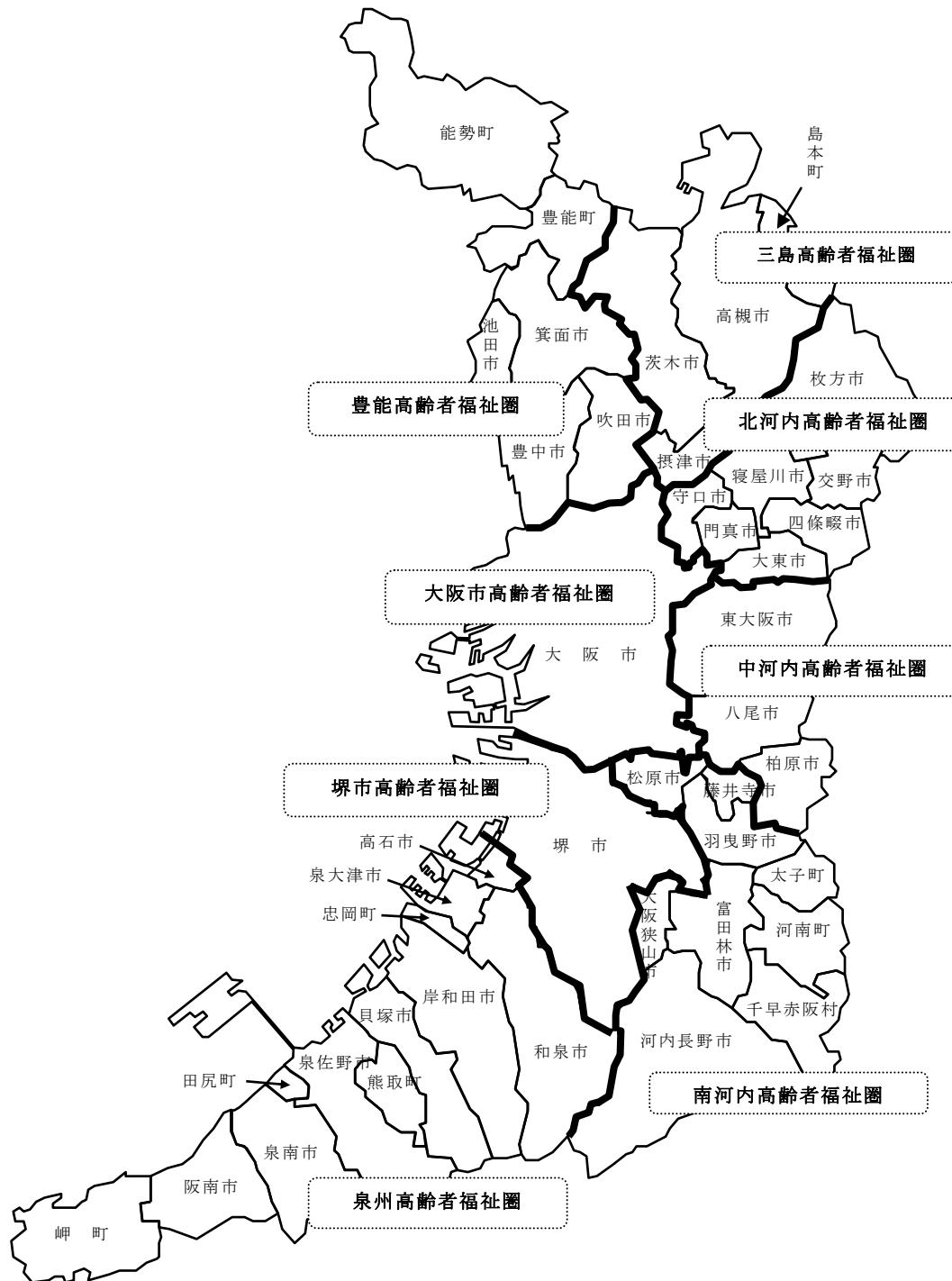
高齢者福祉圏は、福祉サービス及び保健医療サービスの連携を図る観点から、大阪府保健医療計画に定める二次医療圏（一般的な保健医療サービスが完結的に提供される地域的単位）及び大阪府地域医療介護総合確保計画（基金事業）に定める医療介護総合確保区域と一致させることとし、大阪府では以下のとおり8圏域とします。

高齢者福祉圏においては、原則として圏内で支援が完結することを目指し、介護保険施設等の適正配置等に努めます。

また、府と圏内の市町村で構成する圏域調整会議において、介護保険施設等の整備状況やサービスの必要量等を踏まえ施設等の整備計画に関する調整を行います。また、必要に応じて圏域間での調整を行います。

【高齢者福祉圏の一覧】

圏名	市町村
大阪市高齢者福祉圏	大阪市
豊能高齢者福祉圏	豊中市、池田市、吹田市、箕面市、豊能町、能勢町
三島高齢者福祉圏	高槻市、茨木市、摂津市、島本町
北河内高齢者福祉圏	守口市、枚方市、寝屋川市、大東市、門真市、四條畷市、交野市
中河内高齢者福祉圏	八尾市、柏原市、東大阪市
南河内高齢者福祉圏	富田林市、河内長野市、松原市、羽曳野市、藤井寺市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村
堺市高齢者福祉圏	堺市
泉州高齢者福祉圏	岸和田市、泉大津市、貝塚市、泉佐野市、和泉市、高石市、泉南市、阪南市、忠岡町、熊取町、田尻町、岬町

【高齢者福祉圏図】

第6節 計画の策定・推進体制

第1項 策定体制

この計画は、平成28年12月にとりまとめた大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会専門部会報告書「大阪府における介護施策の現状と課題、対応の方向性について」における検討結果や、平成29年11月にとりまとめた大阪府社会福祉審議会介護・福祉人材確保等検討専門部会報告「大阪府介護・福祉人材確保戦略」等も踏まえながら、府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」で検討を行い、さらに、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者などで構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」における審議を経て作成しています。

また、保険者との意見交換や勉強会を兼ねて、府内8圏域・13市町で構成する「市町村計画策定検討会」を設置し、計画策定に当たっての課題等を協議しました。

さらに、「保健医療計画及び介護保険事業（支援）計画における医療と介護の体制整備に係る調整会議」（医療・介護連携に関する「協議の場」）を設定し、大阪府保健医療計画及び市町村介護保険事業計画との整合性を図りました。

併せて、パブリックコメントを実施し、府民から寄せられた意見も踏まえて計画を策定しました。（予定）

第2項 府の推進体制

府関係部局で構成する「大阪府高齢者保健福祉施策推進会議」の開催等を通じて、関係部局が緊密な連携を図りながら本計画を推進します。

また、福祉、医療、保健等の専門家や学識経験者等で構成する「大阪府高齢者保健福祉計画推進審議会」を運営し、計画の進捗状況について点検・評価を行い、その内容について府ホームページ等を通じて公表します。

とりわけ、平成29年介護保険法改正により、都道府県が管内の地域課題を把握して、市町村を具体的に支援していくことが求められるようになったこと等も踏まえ、市町村の計画の進捗状況や市町村の意見等を踏まえながら、不斷に府の保険者支援の施策の見直し等にも努めています。

第3項 市町村・関係機関・地域住民等との連携

本計画や市町村計画の着実な推進に向けて、「市町村担当課長会議」の開催等を通じて、市町村と高齢者福祉施策に関する協議・検討や意見交換を行います。

また、府、市町村、関係機関・団体が適切に役割分担しながら緊密な連携を図り、地域住民等の理解と協力のもとに本計画を推進します。

第4項 府の役割及び市町村への支援・助言

高齢化が進展する中で、地域ケア包括ケアシステムを推進するとともに、介護保険制度の持続可能性を維持するため、平成29年介護保険法改正では、市町村における高齢者の自立支援・重度化防止に向けた取組みを的確に評価しながら、国が財政的インセンティブを付与することにより、保険者機能の強化を図っていく仕組みの制度化がなされました。

一方で、市町村の人員やノウハウにも課題や地域差があることや、市町村の枠を超えた調整が必要である場合もあること等から、介護保険制度上は、従来から、都道府県による保険者支援が位置づけられてきたところです。さらに、今回の法改正では、都道府県は、市町村の地域課題を把握し、いかなる保険者支援の取組みを行っているかを的確に評価しながら、国が財政的インセンティブを付与することにより、都道府県による保険者支援機能の強化を図っていく仕組みの制度化もなされたところです。

本計画は、市町村計画の推進を支援するための計画であることから、この計画に掲げる大阪府の施策を通じて市町村の高齢者福祉事業及び介護保険事業の円滑な実施を支援するとともに、様々な機会を通じて、市町村計画が円滑に推進されるよう、支援・助言に努めていくほか、必要な施策等を検討していきます。

また、市町村においても、関係部局間の連携を図り、高齢者に関する施策を総合的に展開するための体制を整備し、地域住民や関係機関等の理解と協力のもとに計画を推進するとともに、審議会等を運営し、専門家や被保険者の代表等の意見を聴きながら、毎年計画の進捗状況について点検・評価を行い、適宜公表することが必要です。

府では圏域ごとや府内全体の計画進捗状況を取りまとめ、市町村に提供するなど、市町村計画の進捗状況に係る点検・評価についても支援します。

第7節 関係計画等との関係

本計画は、「将来ビジョン・大阪」の分野別計画として位置付けられます。

本計画の策定に当たっては、「第7次大阪府保健医療計画」、「大阪府地域福祉支援計画」、「大阪府高齢者居住安定確保計画」、「大阪府賃貸住宅供給促進計画」、「第4次大阪府障がい者計画」、「第5期大阪府障がい福祉計画」、「第3期大阪府医療費適正化計画」、「第3次大阪府健康増進計画」、「大阪府住宅まちづくりマスタートップラン」、「大阪府高齢者・障がい者住宅計画」、「大阪府介護・福祉人材確保戦略」、「大阪府人権施策推進基本方針」等、福祉、医療、保健はもとより幅広い分野における各種計画等との連携を図っています。